

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
1	計画全体	<p>年末年始をまたいでのパブリックコメント募集期間は、団体としての意見提出に支障がある。他期間になるよう検討いただきたい。</p>	<p>本計画は、大田区障がい者施策推進会議での議論だけでなく、関係団体との懇談会等のご意見も踏まえて検討を行っており、素案作成までに一定期間が必要となります。また、計画策定に当たっての東京都とのヒアリング等、様々な手続きを経た後にパブリックコメントを実施しております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
2	計画全体	<p>大田区障がい者施策推進会議には、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次機能障がい、難病等の障がい当事者が参画していない。大田区障がい者施策推進会議の要綱を改変するなどして早急に委員構成を改めていただきたい。</p>	<p>大田区障がい者施策推進会議は、学識経験者、各障がい者団体の代表者、公募区民等で構成されており、様々な立場からご意見をいただいております。計画策定の進め方については、引き続き研究してまいります。</p>
3	計画全体	<p>次期計画改定においては区民ワークショップや大田区自立支援協議会等での意見交換会の実施など地域住民の参画を進めていただきたい。</p>	<p>計画の策定に向けて検討を行う大田区障がい者施策推進会議は、学識経験者、各障がい者団体の代表者等で構成しており、様々な立場からご意見をいただいております。自立支援協議会からも意見をいただいております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	計画全体	<p>計画策定段階、あるいは策定した計画やその実施状況の評価に、参加の仕組みをもっと大胆に展開していくことが求められているように思う。</p>	<p>貴重なご意見として、参考とさせていただきます。今後、区としてどのような取組ができるのか研究してまいります。</p>
5	計画全体	<p>大田区で「障害」と「障がい」を使い分けするようになった経緯・理由を教えてください。</p>	<p>「害」という漢字の持つ否定的なイメージを不快に思われる方もいらっしゃることから、本プランにおいては、法令等に基づくもの、固有名詞や漢字で表記した方がわかりやすい用語以外は「がい」と表記しております。</p>

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
6	計画全体	<p>今回よかったのはyoutubeでの説明。コロナ禍が落ち着いても、継続してほしい。例えば、説明会の中継などを公開するのに使っていくという方法もある。また、この最終の意見募集の段階だけでなく、策定過程でもっとWEBを活用して、推進会議をリアルタイムや事後にyoutubeで公開することはできないだろうか。</p>	<p>今後、様々な場面においてWEBの活用等が求められると考えます。ご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>
7	計画全体	<p>第1章の中で社会福祉法の改正に伴い、令和3年4月から重層的支援体制整備事業が施行されると載っている。事業に基いていると思われる46ページの取組の横断的な視点の、視点1、視点2及び47ページの図にある「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に向けて大いに期待したい。また大田区社会福祉協議会の第6次大田区地域福祉活動計画（リボン計画）と共同されることで、地域共生社会の実現へ向けて進めてほしい。</p>	<p>社会福祉法の改正によって示された「重層的支援体制整備事業」は、区が平成31年3月に策定した「大田区地域福祉計画」で掲げる大田区版「地域共生社会の実現」の方向性に合致するものであり、大田区社会福祉協議会の第6次大田区地域福祉活動計画（リボン計画）と対になって推進していくものです。このため、本プランはこの両計画と整合性を図りながら、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に向けて着実に進めてまいります。</p>
8	計画全体	<p>区の地域資源が一目でわかるような、地図などを掲載してはどうか。大田区で、地域的な区分があれば、その特色に応じた施策がみえるとよい。</p>	<p>区内の地域資源は数が多く全てを本プランに掲載することは紙面の都合上、難しく、ご理解いただきますよう、お願いいたします。なお、区では毎年、障がい者福祉のあらましという冊子を発行しており、区内の事業所等を掲載しております。</p>
9	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	<p>課題1-1について、なぜ、多くの人不足を感じているかという分析が欠如している。現場では、その課題は明確になっており、その原因がわかっていることも多いはず。それらに関する質的な分析もっとされるべき。</p>	<p>地域の障がい福祉課題の具体的な検討については、引き続き、事業者等関係機関との意見交換をしながら、関係機関会議や地域ネットワーク等を活用して行ってまいります。</p>
10	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	<p>前計画における相談支援に関する取組のうち、身体・知的障害者相談員の記載の部分へ、障がい者総合サポートセンターのピア相談員を記載してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考に「第2章 2前計画における主な取組」の「（2）基本目標2「ともに支え合い暮らせるまち 1相談支援の充実」に記載を追記いたします。</p>

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
11	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	相談に当たっては成育歴を毎回聞き取りされるが、保護者が毎回同じことを伝えなくても、相談にあたる方も支援にあたる方も同じ情報を持つことができる仕組みを作ってもらいたい。また、母親が亡くなっても情報が確実に伝わるよう、本人の性格的なことまでの記載が必要と感じる。	継続した支援を受けるためのツールとして、ご本人のプロフィールやライフステージごとの支援内容を記録できる冊子「サポートブックかけはし」を発行しています。ホームページからも必要な部分をダウンロードできますのでご活用ください。
12	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	大田区自立支援協議会の「障害福祉サービス利用に関わるリスト作成」のワーキンググループの検討においてもサービスの認知や事業者の情報取得について課題が確認されている。ワーキンググループでの検討を踏まえて、基幹相談支援センターでの情報発信、収集の強化、民間事業者連絡会の情報リソースの積極的提供等を促進してほしい。	障がい者総合サポートセンターは、基幹相談支援センターとして様々な機会を通じて情報収集、情報発信に努めています。いただいたご意見を参考にし、より効果的な情報収集、情報発信について研究してまいります。
13	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	課題2-1の本人が望む暮らしについて、グループホームは重度の人のためのもの、という施策変更もなされているようなので、重度でも地域で暮らせる方向に進んでほしいと思う。同時に、家族で暮らすことを支援する仕組みを考えてほしい。	今年度、区の整備費補助を活用し、重度障がいのある方でも利用できるグループホームが開設されております。また、令和3年度中に、都用地を活用し、重症心身障がい者を対象としたグループホームの開設を予定しております。今後も、障がい者グループホーム連絡会等を活用したグループホームの整備促進もや、短期入所の整備等により、重度障がいのある方の地域での暮らしの支援に取り組んでまいります。
14	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	知的障がいのある方の高齢化支援を行うモデル事業を実施し、これからの対策を考えてはどうか。例えば、認知症に対する支援の充実などが考えられる。	志茂田福祉センターにおけるモデル事業の中で、プログラムの工夫などを実施しております。また、当該モデル事業対象の利用者で、2年ほど志茂田福祉センターに通い、その後、介護保険制度上の施設へスムーズに移行できた等のケースもあります。今年度の事業実施結果も含め十分に検証・分析した上で、持続可能性を検討してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
15	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	通所先での成人期になって行う健康診断の中に認知機能の検査等が入ることを望む。知的障がい故になかなか判断しかねるところではあるが、親が子供の認知症を受け止めることは重要である。また、40才を過ぎると大田区のがん検診受診のお知らせは届くようだが、知的障がいの方が受診できるような仕組みがあればよい。	障がい者施設での健康診断は、一般的な健康診断を、より安心して受診していただくために施設の間において行っているものであり、診断項目は同等となっております。ご意見につきましては、各障がい者施設とも共有し、参考とさせていただきます。
16	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	福祉人材の確保・育成・定着に対しては、離職者防止の観点から大田区が積極的な施策推進を期待している。障害福祉をはじめ様々な福祉職の人達の安定した就業を促進するための課題の調査と対策を進めてほしい。	福祉人材の離職、福祉分野からの人材流出を防ぎ、長く福祉分野で働き続けられるような環境整備が必要であると考えています。実態調査等を行いながら、人材定着に向けた取組みを検討していきます。令和2年度から、貸付型奨学金において「人材確保型特別減免制度」を創設し、区内の障害者施設等の福祉事業所に3年間勤務し、専門資格を取得する等の要件を満たした方について、返還額を最大で半額減免します。
17	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	人材育成に関しては、区役所職員の専門性を高めていく努力も問われている。同じ部署に3～5年くらい在籍し、仕事の習熟度が上がった段階で、まったく別のセクションへ異動するケースが多い。区の職員に関して、スペシャリストを養成するという視点をもっと必要なのではないか。	区では、区政への幅広い視野と広範な業務遂行能力を身に付けることを目的に、定期的な人事異動に基づくジョブローテーションを図っています。OJT（職場内研修）やOff-JT（職場外研修）、自己啓発支援を通じて、専門性の向上に努めてまいります。
18	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	職場等における障がいへの理解を促進する施策の実施に当たっては、当事者のエンパワーメントも必要である。そのために、障がい者団体の協働やピアサポートを課題解決のために活用することが必要と考える。	精神障がい理解促進については、今後、ピアサポート等を活用することが重要です。ピアサポートにつきましては、まずはピアサポートのことを広く知って理解してもらえるように、啓発することからのスタートを考えています。引き続き、関係機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体等のご意見をうかがいながら着実に進めてまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
19	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	就労移行支援や定着支援のサービスにおいては、一部、支援職と雇用者のみの話し合いを以って当事者不在でその場しのぎの問題解決を図るところもある。制度の趣旨に合う支援が行われるようモニターをすることも重要である。	就労支援につきましては、当事者ご本人の意向を随時確認しながら、ご本人、雇用側、支援者と共に話し合う機会を設けるなど、ご本人の意向を踏まえた支援を心掛けています。また、区内就労支援機関とのネットワーク会議において引き続き関係機関と連携を図り、ご本人を中心とした更なる支援を進めてまいります。
20	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	精神障がい者にとって精神科医療は必要な支援スキームのひとつである。しかし、当事者が医療との付き合いを学ぶ機会が少ないことが大きな課題である。当事者が安心して受けたい医療を受けられる体制づくりに加えて、患者側がエンパワーメントされる機会を保つことも重要である。そのため、障がい者団体の協働やピアサポートを課題解決のために活用することが必要と考える。	当事者が安心して必要な医療が受けられる環境づくりを進めるためには、今後、障がい者団体との連携や、ピアサポート等を活用した精神障がい理解促進が重要です。ピアサポートにつきましては、まずはピアサポートのことを広く知って理解してもらえるように、啓発することからのスタートを考えています。引き続き、関係機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体等のご意見をうかがいながら着実に進めてまいります。
21	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	障がいの理解促進については、障がいの社会モデルに基づいた障がい理解啓発が必要である。精神障がいのような「見た目ではわかりにくい障がい」「固定化されていない断続的に現れる障がい」についての視点からの啓発も急務である。研修の予算補助等を含めて地域理解を進めるための具体的なアプローチが必要と考える。	区において、引き続き、理解を深めるための活動の進め方について取組を進めてまいります。
22	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	防災・防犯対策に当たっては、地域の多様なニーズを踏まえるためにも、防災計画策定において障がい者団体の参画が必要と考える。	大田区地域防災計画を策定する大田区防災会議には、様々な団体の方にご参画いただいております。障がいのある方の視点も取り入れるよう、計画策定の体制づくりをしております。また、障がい当事者の方も含まれる自立支援協議会では、大田区総合防災訓練や地域の防災訓練に参加しており、区では課題や情報の共有を図っております。今後も計画の策定等に関して、様々な視点を取り入れながら防災施策に取り組んでまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
23	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	成年後見制度は障害者権利委員会が廃止を求めている制度である。障がいを理由にして法的能力を制限するスキームは差別そのものである。大田区においては、先の成年後見制度利用促進計画を撤回することを望む。	成年後見制度利用促進法において、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。この計画では、支援が必要な人に、成年後見制度をはじめとして、ご本人の意思が重視され、生活の質の向上につながる福祉的支援をめざしています。計画の進捗管理、地域での実情を踏まえながら、より良い支援を検討してまいります。
24	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	新たに設置される成年後見制度利用促進のための協議会運営においては、精神障がい者や知的障がい者など、利用を想定している障がい者団体の参画を進めてもらいたい。	成年後見制度利用促進のための協議会の委員は、高齢、障がいを含めた権利擁護支援に関わる関係団体で構成を予定しておりますが、人数には限りがあります。運営にあたっては、自立支援協議会などの場を含め、精神障がいや知的障がいなどの障がい者団体の声も聴きながら進めてまいります。
25	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	18ページの高次脳機能障がいについては、大田区として、家族会や当事者会を会場提供などでサポートしていることや、家族会と協力して相談会の定期的な開催をしていること、養成講座を大田区内の自主的な団体である高次脳機能障がい支援者ネットと協力して開催したことも記載して欲しい。	各ネットワークや家族会、当事者会との協働は、高次脳機能障がいに限らず、必要に応じて行っております。ご意見につきましては、参考とさせていただきます。
26	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	アンケート調査だけでは「本人が望む暮らし」を把握することが困難だと考える。今後の実態調査においては障がい者団体や事業所と協働して、地域力を活かした実態調査が行われることが必要と考える。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。今後も、より現状を把握できる実態調査に努めてまいります。
27	第2章 大田区の障がい者の状況と 施策の課題	「実態調査に基づく障がい者施策の課題」においては、調査報告ではなく、調査結果に対し、具体的にどのような資源や仕組みが足りていないかを分析し記載していただきたい。	障がい者実態調査の結果は、大きな傾向を捉えるための参考として掲載しております。資源や仕組み等の分析の必要性は認識しており、関係機関会議や地域ネットワーク等を活用しながら、努めております。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
28	第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	大田区障がい者実態調査結果は障害種別ごとに集計、提示をお願いしたい。障がいの特性によって課題やニーズは違う。35ページの図表 2-28「今後のサービス利用意向」、37ページの図表 2-30「情報を入手する上で困ること」のように掲載していただくと、障がいごとのニーズがわかりやすく重要課題が認識しやすくなる。	障がい種別ごとに掲載する場合、わかりやすくお示しするため、できるだけ図表を掲載しておりますが、一方で、スペースの都合上、全てを掲載することが困難な場合もあります。詳細は実態調査報告書をご覧くださいませよう願いたします。
29	第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	「2 前計画における主な取組」に関して、できたことは記載されているが、できなかったことの記載がない。そのような視点が欠如していることが表現する課題（行政のマイナス面を振り返ることができないというような）があるのではないか。	令和2年度までの計画の取組について、その実施状況等を記載しているものであり、掲載内容を取捨選択しているものではありません。
30	第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題	「2 前計画における主な取組」に関して、「向上」や「充実」という文言が使われているが、ずっと継続して行っている事業について、ただ「行っています」と記載されている例が散見される。以前と同様に引き続き行っているものを「向上」「充実」とは呼ばない。そういうのであれば、量や内容の肯定的な変化についての記載が必要。	前計画における取組を分かりやすく記載したもので、詳細な数値等は大田区障がい者施策推進会議において報告しております。
31	第3章 計画の目指す姿	基本理念において、「障がい者が」と示すことによる区別が差別的ととられかねないのではと懸念する。「だれでも」とはできないか。	障害福祉施策に関する個別の計画であることを踏まえ、「障がい者」の表記は必要と考えます。
32	第3章 計画の目指す姿	基本理念については、結語部分で「包摂型の社会を目指して」記述されていることは特に重要であると考えます。真にインクルーシブな社会をめざすために、どのような施策が必要なのかという視点は不可欠。	貴重なご意見として、参考とさせていただき、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせる包摂型の社会を目指して取り組んでまいります。
33	第3章 計画の目指す姿	取組みの横断的な視点のうち、視点1の文末の書きぶりについて、「構築することが重要です」ではなく、「構築します」という記載にしてはどうか。	ご意見を踏まえ、「第3章 2 基本理念の実現に向けて（2）取組の横断的な視点」の「視点1 複合課題に取り組む包括的な支援」の記載を修正いたします。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
34	第3章 計画の目指す 姿	「地域力」による支援と共生の地域づくりを進めるに当たって、現状、想定している取組があれば計画に記述すると良い。また、具体的な施策事業を公募することも必要である。	支援と共生の地域づくりは、大田区地域福祉計画で掲げる大田区版地域共生社会の実現において掲げている方向性の柱のひとつです。具体的な施策事業は、令和2年6月に改正された社会福祉法の新たな事業との整合性も図りながら検討しているところです。
35	第3章 計画の目指す 姿	取組の横断的な視点のうち、視点3へ、情報の共有に必要なITの活用の検討も入れてはどうか。	ご意見を踏まえ、「第3章 2 基本理念の実現に向けて（2）取組の横断的な視点」の「視点3 新たな取組の導入」の記載を修正いたします。
36	第3章 計画の目指す 姿	計画が目指すイメージ図の中で、「地域活動支援センター」だけ法律の事業名になっているので、「民間事業所」や「民間団体」などにしてはどうか。	地域活動支援センターは、区において、相談支援体制の3層構造の第2層部分である一般的な相談支援を担っていることから、民間事業者とは分けて記載をしております。
37	第3章 計画の目指す 姿	計画が目指すイメージ図の中に、評価及び検証、それを踏まえ、計画の改善・見直しの検討を行うとの記載があるが、令和2年度末までの計画では途中の見直しがなかった。今後、計画に対し、大幅に数値が異なる場合は、その後の見直しをお願いしたい。	計画の進行管理の中で、各所管が事業実績等を把握し、評価及び検証を行うことで、必要に応じて事業計画の改善・見直しを行ってまいります。
38	第3章 計画の目指す 姿	計画が目指す姿のイメージ図においては、貴重な考え方が要所毎に示されていると感じる。特に「新たな取組の導入」に示された「従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想力～」以下の部分の推進には大いに期待したい。そして「計画の推進体制」について示されていることが、確実に取り組まれることに期待する。	ご意見として承りました。今後も、本計画に基づき施策を推進してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
39	第4章 施策の展開	令和4年から区立障害者福祉施設整備が始まり、完成後、南六郷福祉園・くすのき園は定員203名、大田生活実習所は160名と今までにない大人数体制となる。増築するとは言え、既存の敷地内にこれだけの人が日中に集団生活を過ごすというのは安全性に問題を感じる（災害時の避難など）。活動空間を確保し、のびのびした活動が行えるような施設整備をお願いしたい。	施設整備にあたっては、利用者支援に必要な機能設備をしっかりと置きこむとともに、建築基準法や消防法等の関連法令を遵守して安全性を確保した建物としてまいります。
40	第4章 施策の展開	日中活動系の施設については、施設の取組を当事者に合わせて柔軟化できるように多機能化を図り、当事者が置き去りにされない支援が可能になる施設運営を検討いただきたい。	多様なニーズに対応するため、区立障がい者施設の機能見直し・強化について、多機能化も含め、様々なアプローチで研究を行ってまいります。
41	第4章 施策の展開	うめのき園の環境の改善と、本園・分場となっているところの経済的・人的な運営の見直しを行ってほしい。	うめのき園施設については東京都が所管となっていますが、老朽化していることは承知しています。引き続き、東京都と状況の改善について協議してまいります。
42	第4章 施策の展開	概要欄に、すでに計画されている大田生活実習所・南六郷福祉園・くすのき園・新井宿福祉園等、具体的な施設名を記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、施設名を記載いたします。
43	第4章 施策の展開	池上福祉園の再編に利用したように高齢者在宅サービスセンターの再利用が可能なら更に進め、福祉部内の既存施設の再利用の促進をお願いしたい。	既存施設や公有地の有効活用など、様々な観点から検討してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
44	第4章 施策の展開	自立支援協議会の地域生活部会のワーキンググループでは日中活動の現状について調査を踏まえると、自立支援法後の構造的な変化に日中活動の施設は独自で努力して対応しているが、区役所の政策として、その構造的変化を意識した対応がなされていない。症状に対する対応はあるものの、構造の変化にどう対応するかという視点が欠如している。また、計画の策定に関して、自立支援協議会との横のつながりが希薄である。	日中活動の場については、障がいの重度化や利用者の高齢化、各事業所の人材確保等、様々な課題は認識しております。ご意見につきましては参考とさせていただきます。なお、本計画の検討を行う大田区障がい者施策推進会議には自立支援協議会からもご参画いただいておりますので、更なる連携を進めてまいります。
45	第4章 施策の展開	区立施設の機能見直し・強化については、特に医療的ケアの必要な重度心身障がい者や重度知的障がい者受け入れと施設の老朽化への対応のため機能再編と大規模な建て替えが予定されている。利用者の方、支援者が利用しやすく多様化するニーズに対応できる施設再編をお願いしたい。	令和2年度に行った区立施設機能見直し・強化では、生活介護・重症心身障害者通所事業の受け入れ増を予定しております。施設整備にあたっては、利用者一人ひとりの支援に必要な機能設備を置きこむとともに、将来にわたって多様なニーズに対応できるような柔軟な施設づくりを目指しております。
46	第4章 施策の展開	区立障害者福祉施設整備の実施において、南六郷福祉園・くすのき園の建物内で短期入所の実施を計画中と聞いている。ぜひ実現してもらいたい。また、緊急一時保護としての機能確保もお願いしたい。	「区立障害者福祉施設整備・活用方針」において、計画全体の中で、短期入所を置きこむこととしております。短期入所では、緊急的な保護についても対応しております。
47	第4章 施策の展開	短期入所ニーズは今後も高まることが予想される。そのため、取組の概要欄においては、「早急な検討が必要である」などの記載としてはどうか。	短期入所を含む、機能拡充について、計画をしております。
48	第4章 施策の展開	緊急時の受入態勢については、障がい者総合サポートセンターの地域生活支援拠点機能ではあるが、24時間の相談とかけつけ支援が足りないと思う。	24時間支援体制については、様々な課題がありますが、今後、整理・検討してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
49	第4章 施策の展開	「オンラインを活用した支援の検討」について、大変良い取組と思う。保護者面談（障がい者の親と支援学校教師との面談）なども含めオンラインでの会議開催や、オンラインでの様々な手続きが出来るよう検討を進めてもらいたい。	今後、様々な観点からオンライン活用について検討してまいります。
50	第4章 施策の展開	新たに「（仮称）大田区福祉人材センター」の機能を設置することは、とても有難いと思う。福祉サービスにおいて人材不足は課題だと考える。それらも含めて検討をお願いしたい。	「（仮称）大田区福祉人材センター」については、現在、設置に向けた具体的な機能や各事業の検討を行っていますが、人材不足解消に向けた事業内容についても含めて検討してまいります。
51	第4章 施策の展開	オンラインを活用した会議や手続き等とあるが、手続きについてはオンラインに慣れていない・そのような環境でない家庭もあると思う。それらも含めて検討をお願いしたい。	全面的にオンラインに移行するのではなく、対面や書面など既存の手段も併用してまいります。また、オンラインに慣れていない方への支援方法等についても、検討してまいります。
52	第4章 施策の展開	オンライン活用については、早急に検討してほしい。しかし、高齢者にとって、また、知的障がい者には、手続きの面で配慮が必要なため、ハイブリットも含め検討してほしい。	
53	第4章 施策の展開	「（仮称）大田区福祉人材センター」について詳しく教えてほしい。	大田区版「地域共生社会の実現」を目指していく中で、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かい福祉サービスの提供が求められる一方、福祉の専門職の確保が難しい状況が続いていることから「（仮称）大田区福祉人材センター」の機能設置を掲げています。機能の詳細については、現在、有識者とともに庁内検討を進めているところです。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
54	第4章 施策の展開	実態調査結果からも、福祉人材の確保・育成・定着支援、サービスの質の向上が求められているが、施設拡充に伴う福祉人材の不足が大変懸念される。新たに設置される「（仮称）大田区福祉人材センター」の役割に大変期待している。	大田区版「地域共生社会の実現」を目指していく中で、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かい福祉サービスの提供が求められる一方、福祉の専門職の確保が難しい状況が続いていることから「（仮称）大田区福祉人材センター」の機能設置を掲げています。機能については、現在、有識者とともに庁内検討を進めているところです。
55	第4章 施策の展開	課題1-2について、つばさホーム前の浦が短期入所の法内化されることで障害支援区分を取得し、利用する方が増えることが見込まれ、より多くのショートステイまたは自立訓練の場が必要と感じている。	
56	第4章 施策の展開	「つばさホーム」の緊急一時施設がなくなったことにより、いざという時の緊急時に対応出来るシステムがないように思う。短期入所事業の充実については、84ページの数値目標において、施設の増設または施設の受入数の増加が示されている。数値目標がある以上、具体的な増設等の方策を示してほしい。	区立障がい者施設の機能を見直し、短期入所を含む増築について計画をしております。また、既存の社会資源を有効活用するなど様々な観点から検討を行ってまいります。
57	第4章 施策の展開	年々、新しくグループホームができていますが、軽度の人への対応が多く、重度の知的障がい者や女性が入れるグループホームは少ない。また、知的障がい者の中にも医療的ケアが必要な重度の人もいるので、それに対応できるグループホームをお願いしたい。	区では、グループホーム開設を希望する事業者の相談、整備費の補助を実施しております。引き続き、ニーズ等の把握に努め、事業者との情報共有を図りながら、整備を進めてまいります。
58	第4章 施策の展開	グループホームでは、世話人や生活支援員が一人の場合もあり、虐待につながりやすく、気づかれにくいということがある。そのため、概要に研修（「虐待防止」「権利擁護」に関する研修）も盛り込んでどうか。	グループホーム連絡会は、各グループホーム間の連携強化や情報共有を目的に平成29年度から開催しています。虐待防止や権利擁護に関しては、重要なテーマと捉えていますので、本会でも折に触れ話題にしていく予定です。研修については、さばーとびあ内で開催しているものを活用する予定なので概要への表記は控えさせていただきますが、積極的に受講していただくようご案内してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
59	第4章 施策の展開	障がい者が、親など保護者がいなくなった後でも、生活ができるような仕組みを、区が中心となって環境整備してもらいたい。例えば、居住支援協議会の中で、区が保証人になることで、共同住宅のオーナーが安心して貸せるような仕組みを提供するなどが考えられる。	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、入居者・貸主双方の安心・安全を確保する支援策について、居住支援協議会で検討を行っているところです。障がいのある方の入居支援については、家主や不動産業者等の障がい理解を促進する必要があることから、引き続き、居住支援協議会に属する作業部会（障がい者部会）の中で、課題解決への取組について検討を行ってまいります。
60	第4章 施策の展開	重度心身障がい者、肢体不自由の障がい者のグループホームの数が足りていない。支援に専門的な人材が必要なこともあり、新規に開設する事業者の相談、補助では増加が見込めないことは、これまでの障害福祉施策の中で明らかである。民間事業所が手を挙げるのを待つのではなく、どのように大田区として安心・安全な暮らしの場を増やしていくのか示してほしい。また、居住支援の施策では対象者とならない重度の障がい者に対して、どう切れ目なく支援していくのかについても検討していただきたい。	令和3年度において、医療的ケアが必要な方を受け入れたグループホームを対象として、医療的支援を行う生活支援員人件費に対し補助する事業の開始を予定しております。これを機に、重度障がいのある方を受け入れるグループホームの設置促進を支援してまいります。
61	第4章 施策の展開	住まい方に対するニーズは多様化している。当事者主体の「居住」の可能性を大切にしてほしい。「居住支援協議会」において当事者が主役に置かれ、可能性が広がる検討をしてもらいたい。	居住支援協議会の活動を前進させるためには、住宅確保要配慮者の現状と課題を整理し、その特性に応じた支援方法について、家主及び地域の方の理解及び啓発促進が重要と認識しています。当事者の主体性を尊重しつつ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、他自治体等の先進事例を調査するなど、支援等のあり方について検討してまいります。
62	第4章 施策の展開	グループホームの充実などは書かれているが、自立生活の場の確保について触れられていない。また、実際に自立生活を行える居住スペースの確保への協力以前に障がい者が自立生活を体験し練習する場の準備も必要だと考える。	自立した日常生活や社会生活に向けた自立訓練（生活訓練）や宿泊型自立訓練、自立生活援助など、サービスの利用状況等を注視しながら、支援を行ってまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
63	第4章 施策の展開	現時点でも短期入所やグループホームの数は圧倒的に不足している。主たる支援者である家族の高齢化と利用者の知的重度化は進んできており、緊急時対応も含め短期入所のニーズはますます高まる。また、グループホームから地域生活への移行のひとつとして、サテライト型住居の整備・充実も欠かせない。	施設整備・活用計画や施設の機能の見直しの中で、ニーズに応じた必要なサービスの拡充について、運営の方法を含め、引き続き検討を進めてまいります。
64	第4章 施策の展開	地域移行について、障害児入所施設にいるいわゆる「加齢児」に関する記載がない。子供の時に入所施設に入ってしまうと児童相談所の問題となり、地域から忘れられた存在になってしまう。加齢児のみなし規定の期限が迫っていることもあり、区庁舎内でも検討課題としていただきたい。	国や都の動向を注視しつつ、都や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を図ってまいります。
65	第4章 施策の展開	地域移行支援に当たって、生活の仕方に関する訓練・支援や、訓練期間が終了したあとのフォローアップ等、地域で支える仕組みを作るための具体的な方策を示してもらいたい。	アウトリーチ支援や措置入院患者退院後支援で地域での生活環境を整えた後、地区担当保健師が中心となり、状況に応じて関係機関と連携しながら引き続き支援してまいります。障がいのある方の地域での暮らしを支える地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、グループホームなど居住の場の整備促進や日中活動への支援等を進めてまいります。
66	第4章 施策の展開	入所施設・精神科病院のほかに、触法状態により拘束された環境から、地域に戻る方もいる。地域生活定着支援センターやそこに注目し始めている区保護司会と連携し、再犯しない環境を整えていく取組に関する検討を行う場面を作してほしい。	現在、区では再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画の策定を進めています。策定後、計画を推進するために、大田区保護司会をはじめ関係機関・団体と連携し、定期的に地域の情報や課題を共有し協議する場の設定を検討しています。
67	第4章 施策の展開	精神病院や入所施設で暮らす人がどこで生活することを希望しているかというニーズの把握が重要である。さらに、選択肢を提示する際にイメージがわくよう、体験を加える仕組みなどが求められている。	施設に入所されている方につきましては、区分調査等で訪問した際に地域移行についての意向の確認をしております。地域移行のニーズのある方については、グループホーム等の活用も視野に地域移行に向けて支援を行ってまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
68	第4章 施策の展開	発達障がい者の就労に向けたワンストップな支援体制を今よりも強力に進めてもらいたい。	障がい者総合サポートセンターでは、発達障がいのある方も含め様々な障がいのある方に対し、就労に関する相談、促進、定着等の支援を行っています。今後は、より一層、関係機関との連携を進めてまいります。
69	第4章 施策の展開	障がいのある方の社会参加が進むためには、就労場所で並走するような支援者を置く仕組みづくりが必要である。オフィスサポーターというのが、区役所での設置のことを指して言うのであれば、区役所内で実働して課題を掘り起こし、受け入れをしてくれる一般企業にもノウハウが提供できるまでになってほしい。	オフィス・サポーターは、本庁舎内に設置するオフィス・サポート・センターで、区役所における定型的な事務や軽作業等の業務を行います。障がいのある方が働きやすい環境整備の1つとして、区で初めて業務の支援や指導・助言を行う支援員を配置します。少人数でのスタートを予定しているため、細やかな対応により時間をかけながら1つ1つノウハウの蓄積をしていきたいと考えています。
70	第4章 施策の展開	区役所本庁舎内の一角で既に18年継続している「ふれんど販売」だが、その運営活動が一部通所施設の保護者会役員によってなされている。今後は当事者を主役に据えたアンテナショップとして、区が主導的に運営するべきではないか。	「ふれんど」や各施設による「特別ふれんど」、「おおむすび縁市場」が同じ場所で連携し、通年で販売をすることにより、区役所へ来所する多くの方々にご利用いただいています。その結果、来所者の皆様の自主生産品への理解等も定着してきていると認識しております。また、区が保護者会と連携し、販売活動を推進することにより、より施設利用者目線での販売方法等を実践できていると捉えております。今後も、保護者会役員の方々との連携を密にし、核となるアンテナショップを目指してまいりたいと考えております。
71	第4章 施策の展開	定着支援をどのように充実させるかという記述がない。自立支援協議会の地域生活部会の調査・分析を参照してもらいたい。	就労定着支援につきましては、大田区自立支援協議会地域生活部会の調査における今後の分析結果を踏まえ、充実に向け検討してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
72	第4章 施策の展開	生産活動支援施設連絡会の取り組みは大変良い取組と思う。コロナ禍において施設のお祭りの相次ぐ中止等で販売場所確保が難しい中、共同で公共の場での販売は大変有効と思う。今後、ネット販売の仕組み作りを進めて、販売拡大に向けてほしい。	コロナ禍において、インターネットを通じた物販ビジネスは急成長しており、自主生産品販売においても、とても有効な手段の一つであると認識しております。しかし、発注に対し、常に供給可能な自主生産品数を確保しておくことや各自主生産品のクオリティのより一層の向上等、いわゆるネット販売における課題も検討していく必要があります。まずは、ネット販売の布石となるよう、注文販売等にも力を入れ、顧客の定着を図ると共に、販売拡大に努めてまいりたいと考えております。
73-75	第4章 施策の展開	余暇活動の場所や時間帯を増やしてほしい。（他同趣旨2件）	余暇活動を楽しむことは豊かな生活を送るために重要であると考えております。今後、区としてどのような取組ができるのか研究してまいります。
76-83	第4章 施策の展開	余暇活動について、定期的に活動している団体の人材育成・財政支援をしてほしい。（他同趣旨7件）	
84-85	第4章 施策の展開	社会人の余暇活動を保障するための制度化をしてほしい。（他同趣旨1件）	
86	第4章 施策の展開	余暇活動で、障がい者アート教室に参加している。「ふれあいはずぬま」にて抽選を経て教室を借りており、当落の結果でアート教室開催の有無が左右されてしまう状態にある。常に使える場所の提供をお願いしたい。	余暇活動を楽しむことは豊かな生活を送るために重要であると考えております。活動場所の確保についてですが、障がい者総合サポートセンターでは障がい者団体の諸活動の支援として、集会室や多目的室の貸し出しを行っていますので、ご活用ください。
87	第4章 施策の展開	余暇活動について、親の高齢化等を踏まえ、今後も継続的に実施できるよう、制度化をお願いしたい。	余暇活動については、地域生活支援事業の任意事業「レクリエーション活動等支援」として実施しております。制度化につきましては、区だけでは難しいため、国や都の動向を注視しつつ、区としてどのような取組ができるのか研究してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
88	第4章 施策の展開	インクルーシブな余暇活動の場面作りを柔軟な発想をもって創出、またはそのような取組を推奨するよう、他部局に働きかけてもらいたい。他部局による全ての企画やイベントに、合理的配慮をもって当事者が安心して参加できる環境を求めてもらいたい。	区の各地域では、自治会・町会、区民活動団体、事業者などの連携により、地域の特性を生かした地域活動が行われています。今後も引き続き、こうした地域との連携・協働による地域力を生かすとともに、区の関係部局間での連携を強化しながら、障がいのある方でも合理的配慮により安心して余暇活動に参加できるよう包括的な地域づくりに取り組んでまいります。
89	第4章 施策の展開	高齢化に伴い、障がい者特有の疾病傾向など検証しているのか。その後必要な時の医療受診の判断が、当事者と家族に任されているとすると不安を覚える。また、通所施設に所属していない環境にある方の健康管理について何か配慮はしているか。女性特有の疾病の発見には婦人科検診が重要とを感じるが、どのようになっているのか。	区では、障がいの有無に関わらず、区民の健康の保持・増進を図るため、該当年齢の方に各種健（検）診や、女性の方には、子宮頸がん、乳がん検診を実施しております。対象の方には、個別に郵送にてご案内をしております。また、民間の障がい者施設及び身体障害者手帳、愛の手帳を持ち、施設に通所していない成人区民を対象に障がい者歯科相談を地区歯科医師会に委託し実施しています。実施期間等については、区報やホームページにて周知を行っています。
90	第4章 施策の展開	医療的ケア児・者支援関係機関会議においては「連携、情報交換、連絡等を行う」との記載にとどまっている。適切な支援につなげていくことが重要であるならば、この会議で出てきた課題をどこで協議し、適切と言われる支援に結び付けていくのか疑問に思う。	今後の会議体運営にあたりまして、従来の情報共有に加えて、各委員の専門性を生かした活発な議論が行えるような運営方法を検討してまいります。
91	第4章 施策の展開	医療的ケアが必要な障がい者のニーズやサービスの供給体制の調査のため、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」と自立支援協議会との連携が必要と考える。	

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
92	第4章 施策の展開	<p>「早期発見・早期療育」により、幼いころから「～障がい」と名付けられ保育や教育の場が分断されることが懸念される。子育て支援と連携し、地域から乖離しない子育ての可能性を求めて欲しい。さぼーとびあに新たに加わった児童に関わる発達支援事業は、既存のわかばの家はもとより、教育センター・就学相談と大いに連携し、地域で教育を受ける権利を前提に、当事者と家族を支援してほしい。また、放課後等デイサービスは、事業所の意識と支援能力に格差があるのではと懸念している。質の確保を確実に行って欲しい。</p>	<p>障がい児支援においては、早期発見・早期療育により、必要な児童に必要な支援を行うことが大切な一方で、そのことにより、地域と乖離してしまうことがないように、温かく育む機会を確保することも重要です。未就学時期から学齢期の支援について、関係機関と連携をし、切れ目のない支援の実現を目指します。事業所間の格差是正につきましては、児童発達支援地域ネットワーク会議などにより、情報共有、連携を進めてまいります。</p>
93	第4章 施策の展開	<p>ダウン症や医療的ケアを伴わない知的障がいのお子さんについて、リハビリの充実、保護者への精神的な支援や相談体制の充実、保健師の理解促進・知識向上、を進めてもらいたい。</p>	<p>子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えておりますので、保護者の心情に配慮した相談やリハビリ等、適切な支援を提供するための関係機関等と連携した支援体制が重要であると認識しております。区では、乳幼児健康診査（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）を行い、保護者の方から様々なご相談を受けております。この他、必要に応じて心理相談や乳幼児発達健康診査等を実施しております。保護者への精神的な支援も十分に行うことができるよう、保健師の知識・支援技術の向上に努めてまいります。</p>
94	第4章 施策の展開	<p>中学校のサポートルームについては、教員が少なく、「悩みを聞くくらい」「試験前のアドバイスくらい」と聞いている。また、中学校は教科ごとに担当の教員が変わる為、全ての教員に同じ支援を求めることが困難とも聞いている。中学校サポートルームの現状の把握と、改善をお願いしたい。</p>	<p>サポートルームの教員は、利用生徒に応じて適正に配置するとともに、各学校では利用生徒の発達の特性や障害による学習上又は生活上の困難さを的確に捉え、実態に応じて環境を整え、指導内容・方法を工夫して教育課程を編成し、困難さの改善につながる自立活動を行っています。サポートルームの巡回指導教員と在籍学級担任や教科指導担任等が連携して指導を行うことについては、極めて重要なことと認識しており、資料の作成・配布、研修会や教育課程説明会を通して、各学校に伝え、充実に努めております。令和3年度は全ての中学校にサポートルームが設置されます。更に指導・支援体制を充実してまいります。</p>

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
95	第4章 施策の展開	<p>インクルーシブ教育をどのように具体的に実現するかという視点が、この施策ではきわめて薄いと言わざるを得ない。通常級で様々な障がいのある子どもが共に学ぶための研究はそれなりに存在しているので、それらを参照しながら、インクルーシブ教育をどう実現するかという視点での施策をもっと積極的に打ち出すべき。</p>	<p>馬込中学校では、令和元・2年度大田区教育委員会教育研究推進校としての取組の中で、「交流分科会」を設定し、通常の学級と特別支援学級の生徒との交流及び共同学習を推進することを目指して、理解啓発授業や交流給食、学校行事を通しての交流学習などの実践的な研究を行い、その成果を発表し、区内各学校で共有しています。今後、馬込中学校の実践を例に挙げて、各学校における交流及び共同学習の充実を促してまいります。</p>
96	第4章 施策の展開	<p>今後の新型コロナウイルス及び他の感染症の感染拡大で再度休校ということがあるかもしれない。オンライン授業のシステムの構築を含め早急に対応すべき。</p>	<p>小学校については令和3年2月1日からビデオ会議システムを含む学習用コンテンツの導入をいたします。中学校に関しては令和3年6月から小学校と同様の学習用コンテンツを導入予定です。</p>
97	第4章 施策の展開	<p>今後、教育委員会や福祉部局、学校、障がい児通所支援事業所等の関係者が障がい児への切れ目ない支援について協議を行う場の設置や、福祉機関と教育機関等との連携の役割を担う、地域連携推進マネジャーの設置が市区町村単位で始まる。家族支援や知的障がいのある児童生徒の不登校など、学校内だけで考えていくだけでなく、身近な地域からの支援も必要と考える。</p>	<p>様々な複合的な課題を抱える家庭への支援や知的障がいのある不登校児童・生徒への支援は、福祉や教育等の関係機関が連携するとともに、地域とも協力して取り組むことは重要です。文部科学省と厚生労働省では、平成29年度より家庭と教育と福祉の連携について検討が行われ、教育委員会と福祉部局等との関係構築の場の設置など、教育と福祉の連携を推進するための方策が掲げられました。庁内においては、平成21年度より先んじて、福祉・保健・教育の関係部局間の情報共有や意見交換を行い、連携強化に取り組んでまいりました。また、各学校の不登校対策委員会への地域人材の参加、スクールソーシャルワーカーによる社会資源の利用提案など、身近な地域からの支援体制の構築を図ってまいりました。今後も国等の動向を注視し、障がいのある児童の就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制整備に向けた関係機関等との連携強化を図ってまいります。</p>

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
98	第4章 施策の展開	教育の充実あるいは発達障がい者支援の中に、特別支援教室の設置を記載してはどうか。また、特別支援教育コーディネーターを設置していたと思うので、そういった項目を記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、「第3章 施策目標1-5障がい児支援の充実（1）教育の充実」の「特別支援教育の充実」の記載を修正いたします。また、大田区障がい者施策推進会議での検討を踏まえ、特別支援教育についての解説ページを設けました。
99	第4章 施策の展開	障がいのある子どもの母親の働き方も変わってきている。延長保育が利用できる体制づくりをお願いいたします。	延長保育については、各園独自の保育サービス事業になっており、児童の状態や園の保育体制の状況により、延長時間内での児童の保育の実施が可能であれば、実施しています。
100	第4章 施策の展開	「発達障がい者支援の充実」について、施策の方向性には、「大人になってから発達障がいと診断された方」という記載があるが、区の主な取組には大人への支援の記載が見当たらない。家族の集いのようなものを検討してはどうか。	各障がい者団体が実施している「障がい別相談会」では、発達障がいの家族会が大人も対象とした相談会を開催しています。区としては引き続きそうした活動をバックアップしてまいります。
101	第4章 施策の展開	発達障がい者支援のことが書かれているが、どの障がいの子に対しても必要な事ではないだろうか。	発達障がいのある方への支援に関する計画を平成26年度から区において策定し、施策を推進してきたことから、発達障がい者支援の充実について個別施策として位置付けております。
102	第4章 施策の展開	発達障がいの知見はまだ新しく常に変わり続けるため、一年ごとに療育については情報を更新し、それに携わる職員は自己研鑽を重ねてもらいたい。	引き続き各種研修に参加するなど、発達障がいに関する最新の情報を収集して支援に活かしてまいります。
103	第4章 施策の展開	障がい者総合サポートセンターの発達障がい児者への支援（B棟）が、もう少し受診や相談のしやすい場となるようお願いしたい。	発達障がいは、早期に見出し発達支援につなげるのが重要です。障がい者総合サポートセンターでは、引き続き理解啓発に努めるとともに、区立学校からだけでなく、直接、保護者からも相談をお受けしています。今後も皆様が相談しやすい体制を整えてまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
104	第4章 施策の展開	高次脳機能障がい支援のネットワークの推進に当たっては、65歳を境に介護保険を優先的に利用しなければならない障がい高齢者の増加も視野に入れ、多様な分野の機関と連携し、切れ目のない支援ネットワークのために介護保険分野とのネットワークづくりを進めてもらいたい。	高次脳機能障がい支援者連絡会には、当事者会、家族会、医療機関、行政、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所など様々な分野の方に参加していただいています。今後も、介護保険分野に限らず、関係する様々な分野との連携を図ってまいります。
105	第4章 施策の展開	「高次脳機能障がい者支援の充実」については、家族会・当事者会の活動のサポートは明記すべき重要な事項だと考える。大田区の支援者ネットと連携して支援者養成講座を行うことも明記して欲しい。	各ネットワークや家族会、当事者会との協働は、高次脳機能障がいに限らず、必要に応じて行っております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
106	第4章 施策の展開	障がい者の高齢化・重度化、家族の高齢化が進む中、様々な事情を抱えながら生活をしている。複雑化・複合化した支援ニーズに対して、属性や世代を問わず、寄り添った包括的な支援体制の構築をお願いしたい。	多様化・複雑化するニーズに対応するためには、その世帯が抱える複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関の機能を最大限活用しつつ、包括的に支援するための連携体制を構築することが重要です。そのため、計画の推進に当たっての取組の横断的な視点の一つとして「複合課題に取り組む包括的な支援」を掲げております。区として重層的な相談支援体制の構築を進めていき、相談者及びその世帯の属性や世代にかかわらず、様々な相談を受け止め、関係機関等と連携した包括的な相談支援を実施してまいります。
107	第4章 施策の展開	相談支援員の仕事量は想像を超える大変な作業だと思う。通所施設内の相談支援員は利用者支援との兼務となっているので、負担軽減のため独立した体制をお願いしたい。	施設のサービス需要に見合った体制の構築は重要と考えております。今後も人員体制整備に努めてまいります。
108	第4章 施策の展開	相談支援体制の充実については、乳幼児期のことも含めた書き方にしてもらいたい。生まれた時に相談できる体制が必要である。保護者は、先のこと、療育のこと、制度のこと、どう育つのか、本人・保護者ともに仕事はできるのか等を知りたがっている。	区では、妊娠～出産～子育ての切れ目のない支援を目指し、妊娠届け出時の妊婦面接より保護者の方へ寄り添った相談支援体制の充実を図ります。今後も保護者の方が気軽に相談できるよう努めてまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
109	第4章 施策の展開	地域の相談体制をより豊かにするために、障がい者総合サポートセンターが民間相談支援事業所とコラボレーションしたり、現在ボランティアな協力体制を取っている民間の連携の仕組みを補助するような施策が必要である。	障がい者総合サポートセンターでは、相談支援事業所間の連携を図るため、相談支援事業所連絡会を月に一度開催しているほか、地域の相談支援事業所への助言や事業所立ち上げ時の相談等にも対応しています。今後も地域の相談支援事業所との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ってまいります。
110	第4章 施策の展開	日中の通所以外ほとんど福祉サービスを使わずにここまで過ごされている当事者も少なくない。申請されないニーズをくみ取り、安心して求められるような、当事者と家族を前向きに進ませてくれる相談支援の充実を期待する。	日中活動のみの利用や何のサービスにもつながっていない方々につきましては、相談支援専門員、身体・知的障害者相談員、民生委員等、地域における身近な相談先との連携を強化しながらニーズの把握に努め、相談支援の充実を図ってまいります。
111	第4章 施策の展開	「8050問題」とよく語られるようになり、親の立場としては自らを含めた「問題」と捉えられることはとてもつらく心閉じたくなる。思いを真摯に受け止め、今ないサービスを創設できるよう、温かみをもった相談支援体制の充実を切望する。	充実したサービスの提供には、まずは当事者・ご家族の声を受けとめ、ニーズをくみ取ることが大切です。複合課題にも対応した研修等を取り入れ、職員のレベルアップを図るなど相談支援体制の充実を図ってまいります。
112	第4章 施策の展開	知的障害者相談員については、その役割は「地域」と連携してこそ有効と考える。自治会・町会・民生委員等との連携が図れるような機会を各地域で作ってほしい。	身体・知的障害者相談員の皆様のご意見をうかがいながら、より効果的な活動の推進について研究してまいります。
113	第4章 施策の展開	多くの障がい者・支援者・行政職員が相談支援事業所を探すときに苦勞している現状をどうするかという大きな問題に、施策としてどう対応するかという視点が欠如している。ここに現場とこの計画の大きな乖離を感じる。質の高い相談支援事業所の量を確保するための区としての上乗せ補助などの物理的な支援策が必要なのではないか。また、事業所内で、相談支援員がその事業所の課題を指摘しにくい場合があるというような相談支援の課題をどう回避するかという視点も必要なのではないか。	相談支援事業者や専門職等との連携を強化した取組を行ってまいります。また、事業所内での課題については、一義的に事業所において対応いただくものと考えますが、東京都社会福祉協議会でも相談をお受けしております。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
114	第4章 施策の展開	本人や家族の高齢化に伴い、包括的な相談支援は大変重要で、高齢福祉、障害福祉の連携は欠かせない。引き続き、相談支援専門員とケアマネージャーの合同研修及び高齢福祉課と障害福祉課の合同研修の実施、行政機関と関係機関や関係団体との連携、情報共有など包括的な支援体制を整えてほしい。また、介護保険事業者の障害福祉サービスへの参入の働きかけもお願いしたい。	障がい・高齢など、それぞれの分野がこれまでの枠を超えて支援に当たることが重要であると認識しております。引き続き、相談支援専門員とケアマネージャーの合同研修の実施及び関係機関の連携の強化に取り組んでまいります。
115	第4章 施策の展開	「ピアサポーター・相談員の活動推進」を取組としているが、むしろ専門家に気軽に相談できるように、相談支援事業所や専門員を増やす取組をするべきと思う。	相談支援においては、身近なピアサポーター、相談員、また、相談支援事業所等の専門機関など、様々な機関がそれぞれの役割を果たしていくことが相談支援の充実に向けて必要と考えております。いただいたご意見を参考に、引き続き、相談支援の充実に向けて取り組んでまいります。
116	第4章 施策の展開	実務者同士だけのつながりでは主役に届かないのではないかと。その実務者のみなさんに、本当の意味での地域連携の意識を高めていただけるような働きかけをしてほしい。他部局の言う「地域ネットワーク」と連携し、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」を作ってもらいたい。	障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちを作るためには、様々な会議体やネットワーク、当事者団体等と連携して行く必要があります。今後も様々な視点の意見を聴きながら、連携の強化を図ってまいります。
117	第4章 施策の展開	合理的配慮の推進に当たって、知的・発達障がい者向けのわかりやすい情報提供(書類・説明)を盛り込んでもらいたい。	知的障がいや発達障がいなど、それぞれの障がいの特性に応じた意思疎通の配慮が重要であると認識しております。本計画における合理的配慮の推進には、それぞれの障がいの特性に応じた情報提供も含まれていると考えております。
118	第4章 施策の展開	親自身の障がいへの偏見を取り除くことが一番かと思う。	区では、乳幼児健康診査などの機会を捉えて障がい理解に関する普及啓発のパフレットを配布しております。引き続き、障がい理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
119	第4章 施策の展開	全ての公の取り組みに、意識されないままの差別が含まれていないか検証し、その解消に真摯に取り組んでもらいたい。既に取り組まれているなら教えてほしい。	庁内においては、区職員対応要領に基づき対応しております。また、障がい当事者からの講話を含む区職員向け研修を実施している他、全職員に対して法や都条例の内容等を定期的に情報共有しています。率先垂範すべき立場として、現状に甘んじず、引き続き取り組んでまいります。
120	第4章 施策の展開	障がい者差別解消支援地域協議会については、今後その組織の仕方から検討するべきではないかと感じる。既存の障がい当事者団体からの意見ではなく、場面を切り分けた「差別」の実態を調査・分析する必要があるのではないかとと思う。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。今後も引き続き、会議のあり方について検討してまいります。
121	第4章 施策の展開	「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の制定が、知的障がいある人の意思疎通にどれほど役に立つのか実感が持てない。手話言語以外にどのような“手段”を想定されているのか教えてほしい。	「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の制定により障がいのある方の多様な意思疎通手段の利用の促進が進んでいきます。意思疎通手段には、手話や筆談だけでなく、平易な表現やサイン、絵図及び記号なども含まれますので、例えば、知的障がいや発達障がいなどにより、伝えることや理解することに配慮が必要な方や急かされているように感じると緊張してうまく話せない方に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること等が想定されます。
122	第4章 施策の展開	大田区には、大田区が障害平等研修（DET）のファシリテータ養成に協力してきたなどの歴史があり、他地域に比べて、障がい者理解啓発機関が区内にしっかり存在しているにもかかわらず、それを活用できていない。それらをもっと活用することも「地域力」の活用であり、その向上につながるはずである。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。引き続き、障がいの理解啓発に努めてまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
123	第4章 施策の展開	障がいの理解促進については、学校での授業や地域の方々への講演会などを通して啓発活動をお願いしたい。障害者差別解消法の啓発と共に、合理的配慮についてわかりやすく広報していただきたい。	区では、障がいへの理解促進のため、区民・事業者に向けた研修や啓発パンフレットの作成・配布を行っております。また、障害者差別解消法の更なる周知・啓発を図る目的で、次世代を担う子ども等に向けて、わかりやすく解説したパンフレットを作成し、令和元年度より小学校での総合的な学習の時間における障がい者理解のための授業などでご活用いただいております。令和2年度は、パンフレットの内容をよりわかりやすくするための改訂に向けて、障がい者差別解消支援地域協議会にて検討を行っているところです。引き続き、障がいへの理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。
124	第4章 施策の展開	地域との交流で関心のある大人は積極的に講演会やワークショップに参加していると思うが、小学校や中学校の児童・生徒との交流もとても大切だと思う。学校と交流ができる場の充実をお願いしたい。	障がいのある人もない人もお互いに理解しながら、支え合っていく地域づくりのため、障がいの有無に関わらず参加・交流できる機会が重要であると認識しております。ご意見につきましては、交流の場づくりに向け参考とさせていただきます。
125	第4章 施策の展開	障がい当事者が主体となった地域との交流を図る活動の支援と施策に生かすシステムがない。大田区としても部局を越えて、地域力推進部と連携するなど、協働体制を構築していただきたい。	区では、NPO等と連携し、障がいの有無によらず相互に交流できる機会を提供してまいりました。引き続き、関係部局と連携し検討してまいります。
126	第4章 施策の展開	インクルーシブな地域交流を企画提案するべきは地域力推進部の役割ではないかと考える。庁内の仕組みの見直しを働きかけてほしい。	障がいを理由とする差別の解消や地域との交流促進など、障がいの有無に関わらず誰もが地域でつながり支え合う共生社会の実現に向けては、地域住民や自治会・町会、区民活動団体、事業者など多様な主体と区との連携・協働による取組が重要です。地域力推進部では、こうした地域資源をつなぐコーディネーター的な役割を担う特別出張所を主体として、他部局と連携しながら地域の特色や魅力を活かせる地域づくりに取り組んでいます。今後も地域や庁内の連携体制を推進し、地域共生の仕組みづくりに取り組んでまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
127	第4章 施策の展開	<p>大田区の避難行動要支援者名簿録について、一定の要件がそろえば自動的に登録されるようにするなど、登録方法の再検討をお願いしたい。また、登録内容については、「暮らしの状況（日常受けている障害福祉サービスの内容）」「障がいの状態」「同居家族（世帯構成）」などの項目を設けるなど、要支援者の状態を把握できる内容の追記を検討してもらいたい。</p>	<p>避難行動要支援者名簿の登録には、自治会・町会、民生委員児童委員など避難支援等関係者にも提供するため、ご本人の同意が必要になります。より多くの方に登録いただくため、対象者には区報や「障がい者福祉のあらまし」等でご案内しております。今後もより一層の周知を進めてまいります。また、避難支援にあたり必要な項目を名簿に掲載することについては、その項目の内容を含めて今後検討してまいります。</p>
128	第4章 施策の展開	<p>「災害時相互支援体制の整備」に当たって、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することも盛り込んでもらいたい。</p>	<p>現在、避難支援の必要性が高い在宅人工呼吸器使用者を対象に個別支援計画を作成しております。また、昨年区では避難行動要支援者原簿を活用し、家屋倒壊等氾濫想定区域に居住の要支援者を対象として、避難行動についての聞き取り調査を実施し、実態を把握いたしました。個別支援計画のあり方については、引き続き検討してまいります。</p>
129	第4章 施策の展開	<p>どのような避難所が地域の障がいのある方のためにどのように整えられているかを周知していただきたい。また、実際に避難訓練を行い、当事者の意識づけを行うとともに、課題の掘り起こしや検証を行っていただきたい。</p>	<p>区では、昨年7月に家屋倒壊等氾濫想定区域の居住者に、警戒レベル3が発令された場合すぐに避難する旨の注意喚起、及び障がい者用トイレやエレベーターが設置されている水害時緊急避難場所を掲載したチラシを、昨年8月には日頃から自助・共助の備えが必要であることに加え、避難所に避難する際の注意事項などを記載したチラシをそれぞれ配布いたしました。また、昨年「要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会」を障がい者とその関係者を対象として開催し、区の災害時における要配慮者支援の取組を紹介いたしました。訓練につきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、防災訓練に要支援者に参加いただいている地域もあります。引き続き、障がい当事者の意識づけや課題の掘り起こし等に取り組んでまいります。</p>

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
130	第4章 施策の展開	「避難行動要支援者名簿」の登録からその後、当事者にどのようなメリットがあるのかここまで具体的に示されていないことが気になる。「名簿」という個人情報を扱える役割として、その運用の仕組みを具体的に示してもらいたい。	避難行動要支援者名簿は、自治会・町会、民生委員児童委員等避難支援等関係者に配付しており、毎年1回出水期前に更新を行っております。名簿は平時においては見回り活動による声掛け等、災害時には安否確認等に活用いただくことを想定しております。このような活用方法につきましては、名簿に登載していただくための申請書や「障がい者福祉のあらまし」、昨年区内全世帯に配布した印刷物等でもご案内しておりますが、引き続き更なる周知を進めてまいります。
131	第4章 施策の展開	要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進においては、どこの施設にも通わず在宅で生活している障がい児者がいる。避難行動要支援者名簿の作成については漏れることのないよう、実態把握に努めていただきたい。	避難行動要支援者名簿に登載されていない方の中には、名簿自体を知らない方もいると考えられます。避難行動要支援者名簿については、障害者手帳の新規取得時にご案内しているとともに、区報や「障がい者福祉のあらまし」、昨年区内全世帯に配布した要配慮者向けのチラシ等でもご案内しておりますが、引き続き実態把握に努めてまいります。
132	第4章 施策の展開	各地域で行われている防災訓練に障がい児者が気軽に参加できるような工夫をお願いしたい。自助意識の向上だけでなく、地域の方の障がい理解の一つの手段となりえる。地域の防災訓練を、地域への障がい理解の啓発の場と捉えていくのもいい。	近年、地震や風水害などの自然災害が頻発している中では、障がいのある方など要配慮者への平時からの災害時相互支援体制の構築が必要です。区は、いざというときに備え、平素から要配慮者及びその支援者と地域とのかかわり合いや、つながりを改めて考えていく機会として、講演会の実施や地域防災訓練等への参加を促し、関係づくりに取り組んでいます。障がいのある人もない人もお互いに、その人らしさを認め合える共生社会の実現に向け、引き続き地域防災の取組みを活用した理解促進に努めてまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
133	第4章 施策の展開	在宅人工呼吸器利用者について、7月に都が指針を作り、区市町村が災害対策リストを作成し、支援することとされているが、言及してはどうか。	本プランでは、在宅人工呼吸器使用者も含めて要配慮者と記載しています。在宅人工呼吸器使用者の災害時支援につきまして、現在訪問看護ステーションに委託して災害時個別支援計画を作成を進めております。また、4か所の地域庁舎に災害時における人工呼吸器の電源確保のため、発電機及び蓄電器を配備いたしました。そのほかにも都の指針を受け、区の関係所管課間で対象者リストや区内部での連絡体制の整備などを進め、更なる支援に取り組んでまいります。
134	第4章 施策の展開	各施設の防災備蓄品について、感染症対策として間仕切り段ボール、フェイスシールド、マスク等の備蓄を追加し配備してもらいたい。また、水害対策として土嚢や防水版も配備してもらいたい。	令和2年度補正予算で、まずは水害時の福祉避難所に対し、感染拡大防止に必要な備蓄物品の購入を進めました。設備等については、必要に応じ、順次取り組んでまいります。
135	第4章 施策の展開	福祉避難所に関して、もっとも基本的なことである「災害発生時に誰をどのように受け入れるかという体制」がほとんどまったくと言っていいほど整備されていない。このことを明確に意識して、マニュアルの整備などを行うべきである。	福祉避難所は、学校等で開設される一次避難所（水害時緊急避難場所）での避難生活を送ることが困難な重い障がいのある方や要介護度が高い高齢者の受入先となります。マニュアルにつきましては、訓練等を踏まえ把握した実態に合わせて整備を進めております。
136	第4章 施策の展開	大田区の福祉避難所は、乳幼児（保育所）、高齢者、障がい者のジャンルがあったと思う。ライフステージが乳幼児からになるために、保育所を含めてはどうか。	本計画における福祉避難所の運営等検証については、障がいのある方を対象とした福祉避難所を所管する部署を記載しております。福祉避難所の開設等に当たっては、乳幼児や高齢者を対象とした福祉避難所とも必要に応じて適切に連携してまいります。
137	第4章 施策の展開	通所施設の中には門も塀もなく、誰でも侵入できる施設がある。安全確保のために設置を進めてもらいたい。	各施設の防犯については、カメラの設置、職員の訓練など、多角的に取り組んでおります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
138	第4章 施策の展開	触法障がい者の円滑な地域生活のためのつながりづくりが必要であることを踏まえ、「犯罪への対策」が、被害に遭うことだけを前提にしては不足と考える。	
139	第4章 施策の展開	被害をどう防ぐかということだけが書かれているが、障がい故に加害者になってしまう場合もある。その視点が欠如している。それに関しても、大田区には他地域に先駆けて、トラブルシューターという民間団体が活動しており、現に大田区でもその会場提供などで団体へのサポートを行っている。それを継続していくことなども明記して欲しい。	犯罪の未然防止、再発防止には、加害者と被害者に共通して、警察との連携や地域での見守りが重要であると考えております。貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
140	第4章 施策の展開	障がいのあるご本人にもわかりやすい特殊詐欺、消費者トラブル、勧誘、SNS等のトラブルなどの被害を未然に防ぐための啓発活動をお願いしたい。	啓発においては、障がいのある方にもご理解いただきやすいよう工夫し、消費者被害の未然、拡大防止に努めます。例えば、消費者講座では、対象者に合わせた講義のスピードや内容および質疑応答の時間を設けるなど対象者に合わせて実施いたします。
141	第4章 施策の展開	障がい者への虐待については、その実態と対策に関して取りまとめをし、公表していくべきと考えるが、いかがか。	障害者虐待防止法は、虐待の防止とともに、様々な要因により、虐待に及んでしまった事業者や養護者自身が抱えざるを得なかった課題の解決を支援することも目的としております。また、虐待の事例の中には、極めて個人的な配慮を要する事柄も少なくありません。こうしたことから、一般的な公表にはなじまないと考えます。
142	第4章 施策の展開	成年後見制度利用促進のための協議会の運営といった仕組みづくりに加え、今回作成された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を後見人、被後見人の関係者に周知し、実践することも盛り込んでもらいたい。	「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」等に留意しながら制度の周知や利用促進を図る旨を計画に盛り込みます。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
143	第4章 施策の展開	成年後見制度等利用支援の充実については、更なる推進をお願いしたい。	新たな取組として、支援を必要とする人が成年後見制度をはじめとした適切な権利擁護支援を受けることができるよう、地域全体で推進していくために成年後見制度利用促進のための協議会を設置し、更なる推進を図っていきます。
144	第4章 施策の展開	成年後見制度について、障がい者ご本人の権利が尊重され、ご本人の権利擁護がしっかりとされるように、ご意見を汲み入れながら、制度利用を進めてほしい。補助人、補佐人、後見人は1人の意見だけでなくチームで多角的な視点で障がい者ご本人の意思を汲み取るように努力してほしい。	国が新たに作成した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の関係者への周知とあわせて、多角的な視点で支援方針を検討する権利擁護支援検討会議を実施することで、意思決定支援に関する共通理解を支援チームで深めていけるよう努めてまいります。
145	第4章 施策の展開	日本における成年後見制度は国連障害者権利条約で禁止されている代理決定の仕組みであり、コロナ禍で延期になったが、今年には国連から、それをなんとかするようという勧告が出されることは、すでに出された他国への勧告を見ても明らかである。そのことへの言及もなく、ただ成年後見制度を利用促進させるという時代錯誤に気付く必要がある。当事者の支援付き意思決定の仕組みを充実させなければならない。	今年度、国が策定した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」等も踏まえ、権利擁護支援、意思決定支援のあり方を周知するとともに、適切な権利擁護支援をめざしてまいります。
146	第4章 施策の展開	心のバリアフリーハンドブックについては、全ての学校への配布を検討してもらいたい。	「心のバリアフリーハンドブック」については、毎年3,500部増刷しております。子どもたちが障がいの理解を深めることはとても大切なことです。配布のあり方については引き続き検討してまいります。
147	第4章 施策の展開	心のバリアフリーの促進だが、以前は、学校以外の区民講座も行われていたので、今後の計画にも小中学校以外の講座も盛り込んでもらいたい。（例えば、災害時の避難所生活を想定したものなど）	区では、年1回地域の方を対象としたユニバーサルデザイン実践講座を実施しており、昨年度はおおたウエルカムボランティアを対象に実施しました。実施内容については、ユニバーサルデザインの考え方の理解が進み、受講者にとって、より興味深い内容になるよう検討してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
148	第4章 施策の展開	面積広く、人口の多い大田区においてどれほどのUDパートナーが必要なのか、現状と今後の取組の見通しを教えてください。	<p>おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー設置要領第4条には、「UDパートナーの登録者は、要綱第3条に定める地域（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）ごとに毎年度10名程度とする。」と規定されています。令和3年1月現在、47名（大森11名、調布15名、蒲田15名、糀谷・羽田6名）の方が登録しているUDパートナーには、障がい当事者だけでなく障がいの理解に関心があり様々な分野で活躍されている方が登録しています。UDパートナーには、区立の道路・公園や公共施設の新設・大規模改修時、また、区の窓口サービスにおいてユニバーサルデザインの考え方の視点からご意見をいただいたり、地域の方や区職員を対象とした研修の講師を担っていただいております。区としても、だれもが生きがいや役割を持って理解し合える共生社会の実現に向け、UDパートナーの声を積極的に取り入れてまいります。</p>
149	第4章 施策の展開	「心のバリアフリーの促進」に関して、小学校で実施されたワークショップを踏まえ、先生方から子どもたちへ、その発達段階に応じた障がい理解の授業が行われるよう働きかける必要がある。そのためには、教育委員会との連携が必須である。	<p>障がい理解に関する総合的な学習は、小学校では主に4年生を対象として実施しておりますが、昨年度には知的障がいのワークショップを教員を対象に開催した学校もあります。その他、車いすや白杖の貸出しやユニバーサルデザインの視点で行う区役所本庁舎見学の依頼があるなど、各学校独自で障がい理解の授業が進められております。引続き教育委員会と連携し、子どもたちに障がい理解の啓発活動を行ってまいります。</p>
150	第4章 施策の展開	福祉のまちづくりなどは記載されているが、全体にハード的な事業が少ないように思う。	<p>障がいのある方だけでなく、高齢者や育児中の方や外国人等、全ての人にとって使いやすいユニバーサルデザインの視点に基づくまちづくりを進めていくことが重要であると認識しております。ご意見を踏まえ、ハード面のバリアフリー化に関する記載を追記いたします。</p>

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
151	第4章 施策の展開	避難行動要支援者名簿については、プライバシーの問題と天秤にかけた時、名簿登録のメリットがあまり実感できない状況がある。このような状況を鑑みて、避難行動要支援者名簿の認知を向上することが必要である。	避難行動要支援者名簿は、掲載することで自治会・町会、民生委員児童委員等避難支援等関係者に要支援者の存在を知っていただくことにより、地域で実施している名簿を介した見回り活動や防災訓練への参加など、地域で安心して暮らすことができるためのツールとして機能していると考えております。名簿については、区報や「障がい者福祉のあらまし」、昨年区内全世帯に配布した要配慮者向けのチラシ等でもご案内しておりますが、引き続き更なる認知度向上に努めてまいります。
152	第4章 施策の展開	幼稚園、保育園の所属を問わず、対象年齢である全ての当該児に対して、統合保育の機会やその質が保たれるよう、今後の改善が進むような方針を作っていただきたい。	区では、全ての子どもが健やかに育つため、幼児教育機関の所属に関わらず、統合保育の充実は重要と捉えています。引き続き、発達や幼児教育に関する保護者や幼稚園からの相談に応じるとともに、幼稚園における統合保育の充実に向け、働きかけてまいります。
153	第5章 障害福祉サービス等の推進	地域生活支援拠点の5つの機能を掲載した図について、これは、障がいのある人が地域で安心して生活していくための資源・仕組みであるため、図だけではなく、具体的な説明を記載していただくよう検討いただきたい。	ご意見を踏まえて、「第5章 障害福祉サービス等の推進」の「（1）地域生活支援拠点等の機能の充実」の記載を修正いたします。
154	第5章 障害福祉サービス等の推進	地域生活支援拠点の5つの機能が掲載されている図について、わかりやすい具体的な説明を記載していただきたい。	
155	第5章 障害福祉サービス等の推進	「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、前回のプラン同様、精神科病院からの地域移行目標値の記載が必要と考える。	現計画に掲載していたのは、東京都の計画における成果目標であり参考値扱いとなります。東京都の次期計画において国の指針に基づき、目標設定されることとなります。なお、東京都の次期計画の策定時期については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定より遅い時期になるということです。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
156	第5章 障害福祉サービス等の推進	精神科病院や入所施設にいる障がいのある人たちの意向確認を定期的実施してもらいたい。その際、現行の地域生活支援コーディネーターの人員ではカバーできないため、人員を拡充することを検討してもらいたい。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け推進会議を設置しました。そうした中、アウトリーチ支援や措置入院支援について充実させてまいりました。意向確認につきましては、各々に適した形で実施することが望ましいと考えております。精神障害者地域生活安定化支援事業については、長期入院者の地域移行の取組の推進を含め、再構築してまいります。
157	第5章 障害福祉サービス等の推進	福祉施設の入所者の地域生活への移行については、2019年度末で500人以上いる当事者の意向を調査すべき。そのうえで、地域移行を希望する障がい者の数が数値目標になるはず。そういう意味では20人という目標は少なすぎるのではないか。	本計画における福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る目標は、前計画の実績や入所待機者など区の実状を踏まえて設定したものです。引き続き、都の地域移行コーディネーターと連携して、地域での生活を希望する方の地域移行に向けた支援を進めてまいります。
158	第5章 障害福祉サービス等の推進	区の3層構造による相談支援体制について、地域活動支援センターが第2層となっている。知的障がい児者の場合、地域活動支援センターのような委託相談がないため、(特に福祉サービスを利用していない人は、第1層の相談がない)、ちょっとした相談による地域課題の抽出や社会資源の発掘などのためにも、民間への委託相談を検討してほしい。	身近な相談先として、身体・知的障害者相談員等が相談をお受けし、必要に応じて関係機関に繋いでまいります。ご意見につきましては、参考とさせていただきます。相談支援体制の強化に向けて様々な観点から、引き続き検討を重ねてまいります。
159	第5章 障害福祉サービス等の推進	相談支援体制の充実に当たっては、相談支援事業所がなぜ増えないのか、なぜ足りないのかを分析して、どのような具体的な支援があれば増えるのかという施策を打ち出すべき。ちなみに隣の品川区では相談支援事業所への月々の補助も行っている。	ご意見につきましては、参考とさせていただきます。引き続き、相談支援体制の充実に努めてまいります。
160	第5章 障害福祉サービス等の推進	移動支援の必要とされる見込み量について、できたばかりの移動支援事業所のネットワークなども活用して数字を出せば、もっと増えるのではないか。同時に、この見込み量を供給できるガイドヘルパーと事業所の確保も課題となる。区としてのガイドヘルパー研修の実施や実施機関への積極的支援などがもっと必要。	本計画における障害福祉サービス等の見込み量については過去の実績をもとに算出したものを掲載しております。ガイドヘルパー研修や実施機関への支援につきましては、移動支援事業所ネットワーク運営会議等の意見を聴きながら研究してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
161	第5章 障害福祉サービス等の推進	地域定着支援について、単身だけではなく、家族と同居していても、高齢等で緊急時の支援の見込みのない人も利用できることになっている。内容を追記いただきたい。	ご意見を踏まえ、一定の場合には支援の対象になる旨を追記します。
162	第5章 障害福祉サービス等の推進	放課後等デイサービス利用者の卒業後、そして高齢化した家族の支援のために、日中一時支援のニーズは確実にある。大森東福祉園での実践を踏まえ、他施設で開始も検討していただきたい。現在、コロナ禍で利用は制限されると思うが、今後の見込み量を増やし、新規開設を推進してほしい。	日中一時支援への要望については認識しておりますが、実施主体や運営体制などの様々な課題もあります。今後も継続して検討してまいります。
163	第5章 障害福祉サービス等の推進	放課後等デイサービスは重度心身障がい、肢体不自由の障がい児が利用できる施設がほとんどない。専門性が高く、整備が民間事業所にとってハードルの高い開設である以上、どう大田区が関わりを持って充実を図るか計画が必要である。	令和3年度に、区の土地建物を活用して、医療的ケア児を含む重度障がいのある児童を受け入れ可能な放課後等デイサービスが開所されます。また、その他の民間事業所も参入が見られるようになっていきます。引き続き、動向を注視します。
164	第5章 障害福祉サービス等の推進	インクルーシブな放課後の場所を増やしていくという視点が欠如している。単に放課後等デイサービスを増やすのではなく、各地域の学校や児童館で障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に過ごせる環境を整備すべき。	児童館及び放課後ひろばでは、障がいのある児童も申請・審査を経たうえで学童保育を利用しており、また、障がいの有無に関わらず、全ての児童と一緒に過ごしていただいております。今後もより一層、共に過ごせる環境の整備に努めてまいります。
165	第5章 障害福祉サービス等の推進	医療的ケア児等コーディネーターの設置なども記載してはどうか。	本計画における成果目標として、「第5章 障害福祉サービス等の推進」の「障がい児支援体制の整備等」に掲載しております。
166	第5章 障害福祉サービス等の推進	ピアカウンセリング事業の記載が必要と考える。利用数、想定利用数の記載含めて対応をお願いする。ピアカウンセリングは、区でも実施をしているが、状況が改善されていない。要綱改定、予算措置を含めて対策をすすめて欲しい。特に、新型コロナウイルスの影響に鑑みて電話での実施をするための回線設置等予算取りをしてもらいたい。	ピアカウンセリングにつきましては、89ページに記載の自発的活動支援事業に含まれると捉えています。今後のあり方については、ご提案の内容を参考に検討してまいります。

No.	分類	ご意見の要旨	区の考え方
167	第5章 障害福祉サービス等の推進	昨今のコロナ渦を踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備の中に、コロナ禍のような事態が起こった場合にも対応できる施設をしっかりと定めてはどうか。	今回の新型コロナウイルス感染症を始めとして、感染拡大防止対策をしっかりと講じながら安全に施設運営を継続して、必要なサービスの提供に努めてまいります。
168	第6章 計画の推進に向けて	計画の進行管理について、単に推進会議や庁内会議にまかせるのではなく、区民と共に計画を推進するためにも、広く区民の意見を拾い、計画の進行に役立てるような仕組みを検討すべき。推進会議の議事を公開し、WEBなどを利用して、推進会議から計画推進の検証を区民に投げかけるような仕組みを実現する必要がある。	ご意見につきましては、今後の計画の進行管理の過程において、参考とさせていただきます。
169	第6章 計画の推進に向けて	PDCAサイクルについて、施策推進会議での検証・評価もいいが、より専門的な第三者評価もぜひ取り入れてほしい。	計画の実施状況を毎年度検証・評価する大田区障がい者施策推進会議には、障がい福祉分野を専門とし、他自治体の障がい福祉分野の計画策定に係る検討等を行う会議体の委員にもご参画いただいております。ご意見につきましては、参考とさせていただきます。
170	第6章 計画の推進に向けて	95ページの計画のモニタリングの中の障がい児支援の充実での指標目標が、大田区立全中学校のサポートルーム設置というだけなのが残念。	モニタリング指標は各個別施策に1つずつ設定しておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。特別支援教室（サポートルーム）を設置にとどまらず、特別支援教育の更なる充実を図ることを目標として掲げております。
171	第7章 参考資料	大田区障がい者施策推進会議の検討経過を読んでも、検討経過は何もわからない。議事録全文は掲載できないかもしれないが、どのような検討が行われたのかの概要は欲しいし、例えば議事録をホームページに掲載し、リンクなどをここに記載することなどをして欲しい。	ご意見を踏まえて、「第7章 参考資料」の「2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過」の記載を修正いたします。